

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの 早期完了対策等について

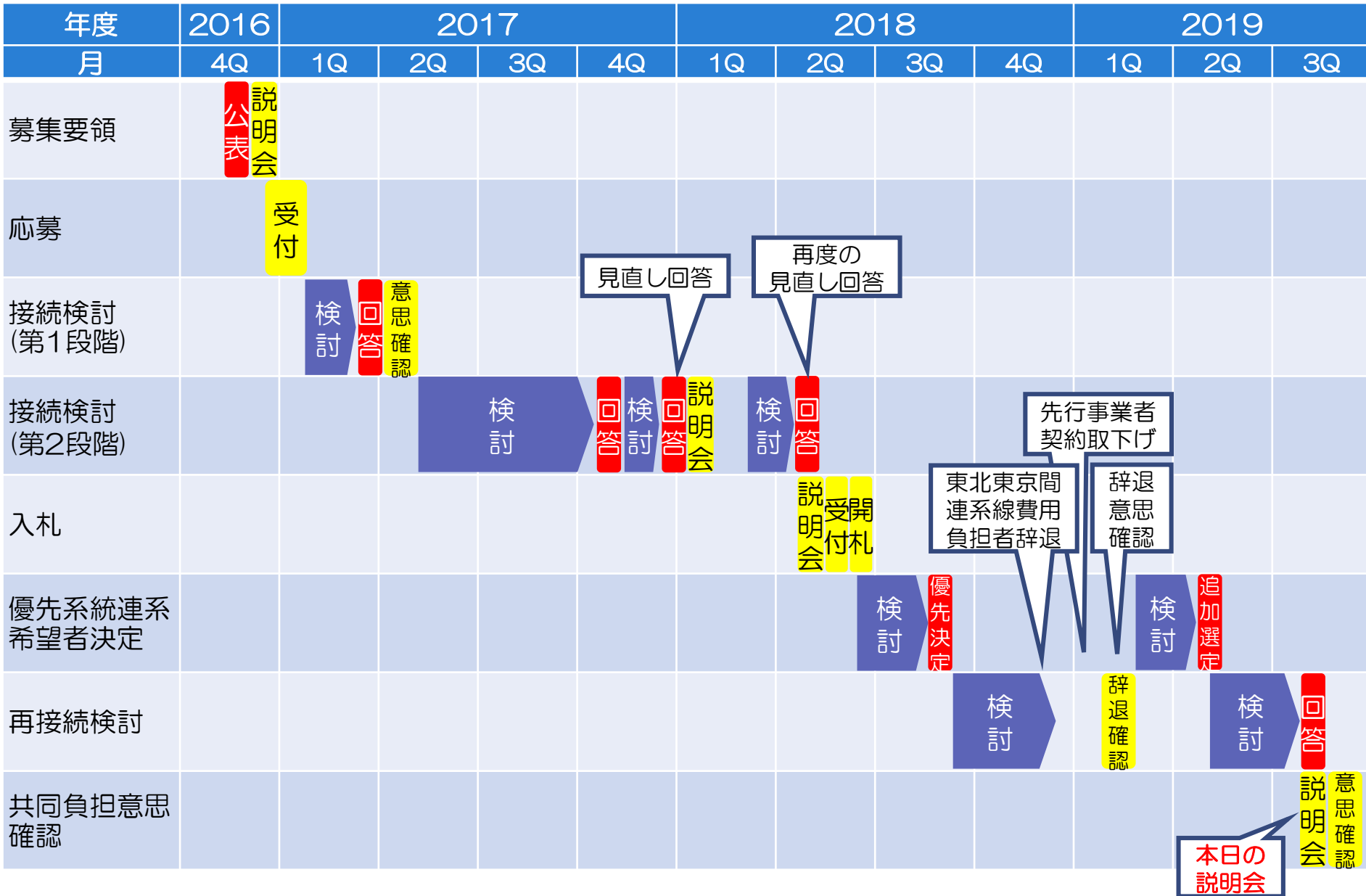
【説明会資料】

2019年11月6日

電力広域的運営推進機関

項 目	ページ
1. 本プロセスのスケジュール（実績）	2
2. 本説明会の位置づけ	3
3. 変更後の入札対象工事の概要について	4
4. 早期完了対策の概要	5
5. 費用負担のイメージ	16
6. 早期完了対策導入に伴う辞退等発生時の取扱い	20
7. 早期完了対策のフロー	28
8. 留意事項	30
9. 共同負担意思確認	31
10. 工事費負担金補償契約	35
11. 今後のスケジュール	36
その他	37
質疑・応答	

1. 本プロセスのスケジュール（実績）

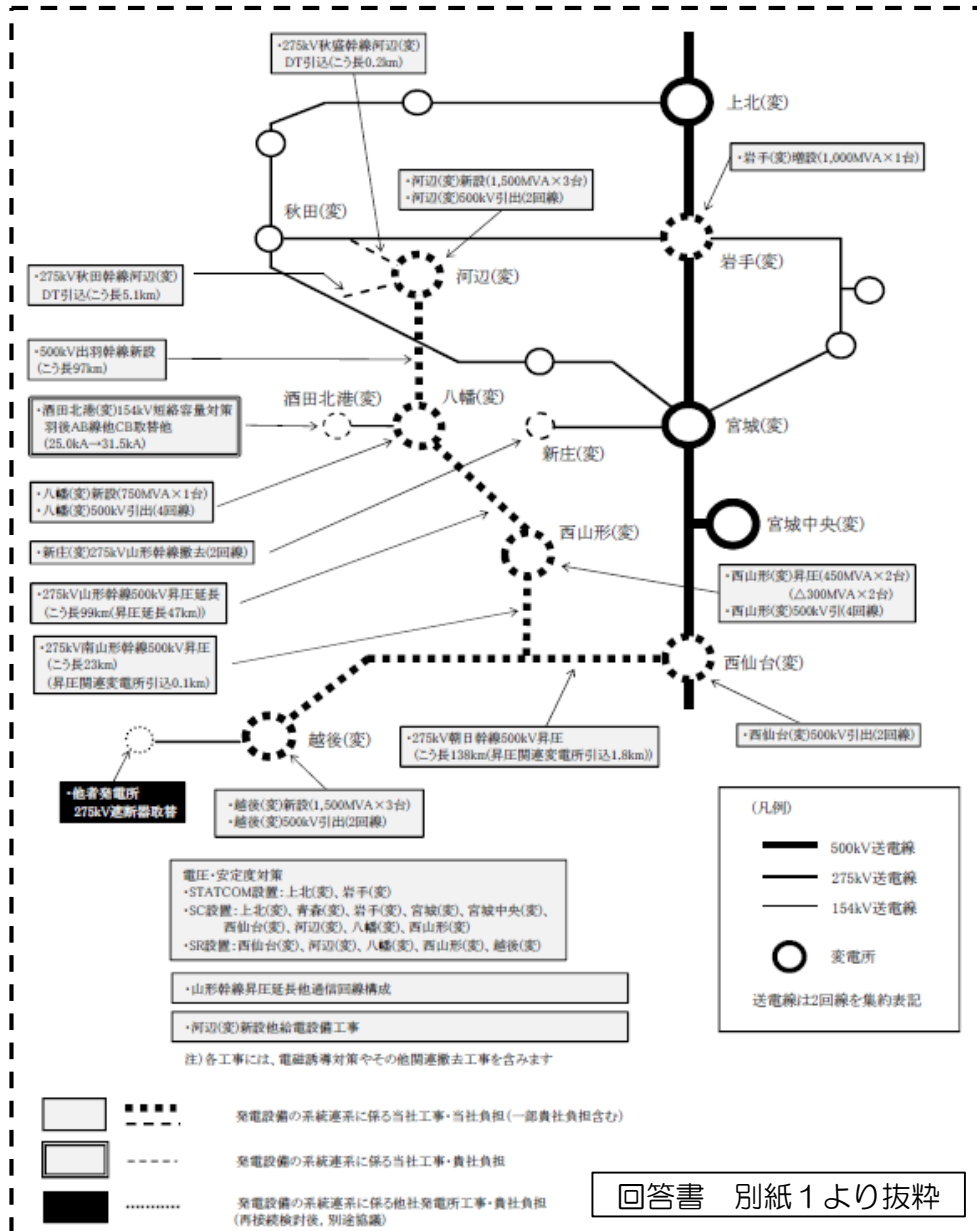


2. 本説明会の位置づけ

- 東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます）については、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（以下「系統WG」といいます）において、プロセス遅延の防止及び円滑なプロセス完了のための追加対応を導入することが決定されました。これを受けて、再接続検討回答後に辞退者が発生した場合に備え、早期プロセス完了対策の詳細な取扱いを検討いたしました。
- 本説明会では、本プロセスにおいて導入する早期完了対策に関する内容と早期完了対策を踏まえた共同負担意思確認等に関する内容について、ご説明させていただきます。
- なお、2019年10月31日に本プロセスの入札者には、早期完了対策に関してお知らせするとともに、優先系統連系希望者に対しては「再接続検討回答書」に加えて「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの共同負担意思確認等に関するお知らせ」等をお知らせしております。

3. 変更後の入札対象工事の概要について

○ 先行事業者の契約取下げに伴う変更後の入札対象工事案は以下のとおりです。



対象設備および対策工事内容

- ・河辺（変）新設
- ・50万V出羽幹線新設※1
- ・八幡（変）新設※2
- ・27万V山形幹線50万V昇圧延長
- ・西山形（変）昇圧 他

連系可能量

389万kW※3

概算工事費

約1,545億円（税抜）※4

工事完了予定時期

工事費負担金の入金後
1 2 年程度後

※1 27万Vから50万Vへの昇圧→50万V新設に変更

※2 27万Vから50万Vへの昇圧増設→50万V新設に変更

※3 2019年7月31日に優先系統連系希望者が決定した際の連系可能量

※4 対策工事のうち、本プロセスの対象とする概算工事費。

なお、入札対象工事費は約1,542億円（概算工事費から土地代等を除く）[税抜]の予定。

- 本プロセスについて、資源エネルギー庁の審議会である系統WG※において、プロセスの遅延の防止及び円滑なプロセス完了のための追加対応として、再接続検討回答後に辞退者が発生した場合の早期プロセス完了対策や優先系統連系希望者の早期連系対策を導入することが決定されました。
- これを踏まえ、本機関にて詳細な取扱いを検討いたしました。

※ 系統WG資料

第21回 資料4 東北エリアの系統状況の改善に向けた対応について [事務局]

• https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/021_06_00.pdf

第23回 資料4 東北エリアの系統状況の改善に向けた対応について [事務局]

• https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/023_04_00.pdf

[出典]

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ (第21回) 資料4:2019.4.26

東北北部募集プロセスにおける追加対策につ

- 本年4月に先行事業者が契約申込みを取下げたことによるプロセス遅延を踏まえ、広域機関・東北電力より優先系統連系希望者の申し出に応じて、「電源線・その他供給設備」に関する工事費負担金の概算額等の参考情報の提供を開始したところ（4月22日開始）。
- さらに再接続検討回答後において、優先系統連系希望者から辞退者が生じる都度、再度の再接続検討（※）となるため、さらなる大幅なプロセス遅延が生じるおそれがある。
- 東北募集プロセスにおいては、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて多数の電源を速やかに導入するというエネルギー政策上の要請から、早期に暫定連系可能な熟度の高い事業者が優先系統連系希望者となる入札スキーム（熟度基準）を採用したが、プロセスが遅延すれば早期の暫定連系は困難となる。
- また、現在、優先系統連系希望者のうち、合計212万kWが洋上風力発電となっており、当該プロセスの遅延は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定及び公募による事業者選定のスケジュールにも大きな影響を与えるため、募集プロセス遅延等を防止する方策が必要である。
- 東北募集プロセスの優先系統連系希望者は85件（入札参加件数は179件）と多数のため、今後、プロセスの辞退者が発生する蓋然性が高い。そこで、再接続検討回答後の辞退の繰返しを防止するため、再接続検討回答に先立ち、入札参加者に対してプロセスの辞退意思表示期間を設定してはどうか。
- なお、今回に限り、当該期間に辞退意思表示した入札参加者には第1次保証金を返金してはどうか。
- さらに、当該期間を設けてもなお、再接続検討の繰返しの可能性を完全に排除できないため、仮に再接続検討回答後に辞退者が生じた場合の早期プロセス完了対策や優先系統連系希望者の早期連系対策についても引き続き検討してはどうか。

※再接続検討の期間

通常は2ヵ月程度。ただし、東北電力より当該募集プロセスは安定度で連系可能性が決まっており、多くの非優先系統連系希望者が存在するため、優先系統連系希望者に辞退が発生すれば、非優先系統連系希望者からの追加選定を行い、その都度、個々の連系方法を検討した上で、基幹ループ系統の増強工事の検討と並行して安定度評価を行うことになるため、通常より検討期間が長期化するとの説明あり。

[出典]

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ (第23回) 資料4:2019.10.8

再接続検討回答後の追加対策について (案)

- 再接続検討回答後の辞退の繰り返しの防止するため、入札参加者を対象にプロセスの辞退意思確認を実施し優先系統連系希望者の追加選定を行った結果、優先系統連系希望者 (以下、第1集団) は81件 (389万kW) となり、非優先系統連系希望者 (以下、第2集団) は74件 (174万kW) となった (本年7月)。
- 辞退意思確認を実施したことから、現在の第1集団は事業継続意思が高いと推定されるものの、更なるプロセス辞退が生じることによる再接続検討回答の繰り返しが行われる可能性は残っている。
- そこで、第1集団から辞退が生じた場合であっても、残る第1集団が暫定的に当該辞退相当の入札対象工事費用等を負担したうえで第1集団については年度内に接続契約申込手続を開始させることとしたい※。さらに辞退により生じた空容量にかかる繰上げ選定は第2集団で行い、再度、辞退相当の入札対象工事費用等を補正するとしてどうか (第2集団の手続完了後に募集プロセスが完了)。
- なお、第2集団では、募集要領に従い辞退が生じる都度、繰上げ選定及び再接続検討を行うことにより、繰上げ機会については通常の募集プロセスと同様となるため、当該スキームを採用することは入札参加者にとって不利益にあたらないと考える。

※辞退が発生した場合、残った優先系統連系希望者で負担する額を再算定する。再算定した工事費負担金 (入札対象工事を除く) が負担可能上限額 (共同負担意思確認時に申告) 範囲内の優先系統連系希望者を第1集団として決定する。この際、負担可能上限額を超過した事業者は第2集団にまわることとする。

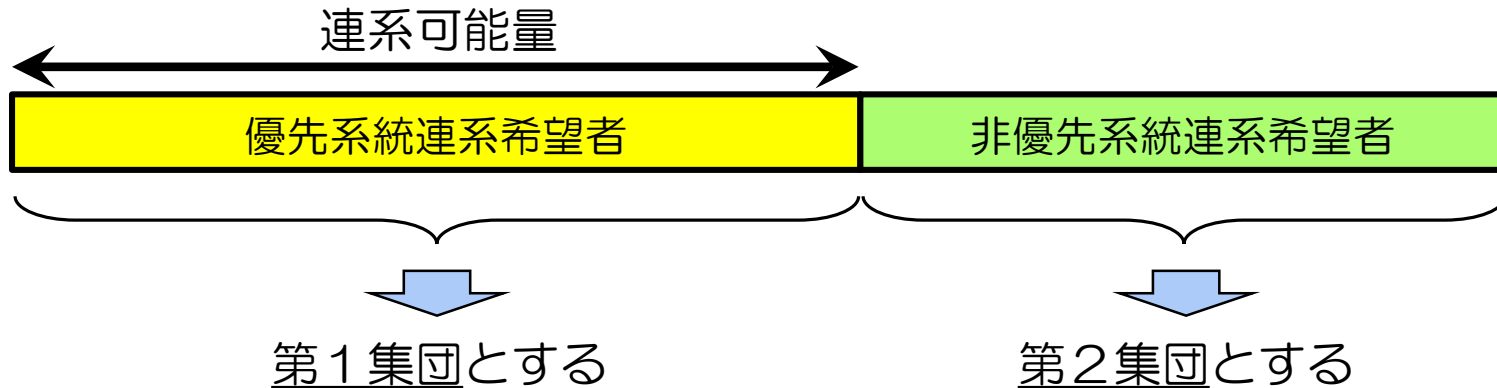
- 本プロセスにおいて、再接続検討回答以降に辞退者が発生した場合の取扱いは以下のとおりとします。

[第1集団・第2集団の設定]

- ① 2019年7月31日に通知した優先系統連系希望者の追加選定時点における優先系統連系希望者を「第1集団」とし、非優先系統連系希望者を「第2集団」とします。

第1集団・第2集団の設定（イメージ）

2019年7月31日時点



[第1集団の取扱い]

- ② 第1集団の優先系統連系希望者には、2019年10月31日に再接続検討の結果を回答しておりますので、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に当該回答をご確認の上、共同負担意思確認書を提出するとともに、負担可能上限額を申告していただきます。
- ③ 第1集団では、再接続検討回答後以降、優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものと取り扱われる場合でも、非優先系統連系希望者である第2集団から優先系統連系希望者への繰り上げを行いません。
- ④ 辞退者発生後、②で回答した再接続検討結果に基づき、残った優先系統連系希望者のみが連系することとして工事費負担金を再算定し、負担可能上限額を超過する優先系統連系希望者の有無を確認します。このとき、早期部分完了に向けて、原則として、対策工事の再検討は実施いたしません。
- ⑤ 負担可能上限額を超過する優先系統連系希望者が発生した場合、当該系統連系希望者を一旦、非優先系統連系希望者（第2集団）とし、再度、④を繰り返します
- ⑥ ④⑤の結果、残った全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であり、入札対象工事について入札の成立条件を満たす場合、工事費負担金の額が確定します（ケースa）。残った優先系統連系希望者により入札の成立条件を満たさない場合、当該系統連系希望者を第2集団での優先系統連系希望者とします（ケースb）。

[第1集団の取扱い（続き）]

- ⑦ ⑥で工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に東北電力との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ⑧ ⑦に記載の期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとし、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。この場合、⑥の工事費負担金の確定は無効とし、④に戻ります。
- ⑨ 全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、本プロセスは成立するものとし、本プロセスを部分完了とします。
- ⑩ 第1集団の優先系統連系希望者に対しては、本プロセスが部分完了した旨を通知いたしますので、原則として部分完了の通知から10営業日以内に契約申込みを行っていただきます。

4. 早期完了対策の概要

第1集団の取扱い（イメージ）

2019年7月31日時点

【第1集団】

【第2集団】

優先系統連系希望者

非優先系統連系希望者

連系可能量

- 再接続検討
- 共同負担意思確認

共同負担意思確認結果

優先系統連系希望者

辞退者

非優先系統連系希望者

事業性判断により
辞退者発生

繰上げない

辞退に伴う
費用負担の再算定

費用負担の再算定結果

優先系統連系希望者

上限
超過者

辞退者

非優先系統連系希望者

辞退者発生に伴い、負担
可能上限額超過者が発生
→ 第2集団の非優先に

生じた空容量は第2集団へ

負担可能上限超過者が発生
すれば、再度、工事費負担
金を算定し、負担可能上限
超過者の有無を確認

入札の成立条件を満たした上で、第1集団の全ての優先系統連系希望者が費用負担可能となり、工事費負担金補償契約が締結されれば、**第1集団を部分完了**とします。

[第2集団の取扱い（ケースa 第1集団で入札の成立条件を満たす場合）]

- ⑪-a ⑨の部分完了後、第1集団において発生した優先系統連系希望者の辞退等により、第2集団の非優先系統連系希望者を優先系統連系希望者に繰り上げることができる場合、当該系統連系希望者を優先系統連系希望者として、再接続検討を実施します。このとき、原則として、第1集団の優先系統連系希望者の連系形態は見直さず、第1集団の優先系統連系希望者の連系形態を前提として、再接続検討を実施します。
- ⑫-a 第2集団の優先系統連系希望者には⑪-aの再接続検討の結果を回答いたしますので、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、当該回答をご確認の上、共同負担意思確認書を提出するとともに、負担可能上限額を申告していただきます。
- ⑬-a 第2集団において、優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、第2集団の優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、共同負担意思確認書を提出するとともに、負担可能上限額を申告していただきます。
- ⑭-a 第2集団の全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定します。

[第2集団の取扱い（ケースa 第1集団で入札の成立条件を満たす場合）（続き）]

- ⑮-a 工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に東北電力との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ⑯-a ⑮-aに記載の期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、⑭-aの工事費負担金の確定は無効とし、⑪-aに戻ります。
- ⑰-a 全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、本プロセスを完了（全体完了）とします。
- ⑱-a 第2集団の優先系統連系希望者に対しては、本プロセスが完了した旨を通知いたしますので、原則として完了の通知から10営業日以内に契約申込みを行っていただきます。

4. 早期完了対策の概要

第2集団の取扱い（イメージ）

第2集団の優先系統連系希望者選定

【第1集団】 第1集団で生じた空容量

【第2集団】

優先系統連系希望者

非優先系統連系希望者

共同負担意思確認結果

辞退者

繰り上げる

- ・再接続検討
- ・共同負担意思確認

優先
(第2集団)

非優先

事業性判断による辞退・負担可能上限額超過による辞退扱いが発生

事業性判断による辞退者・負担可能上限超過者が発生すれば、再度、再接続検討し、共同負担意思確認・負担可能上限超過者の有無を確認（従来のプロセス同様の手続き）

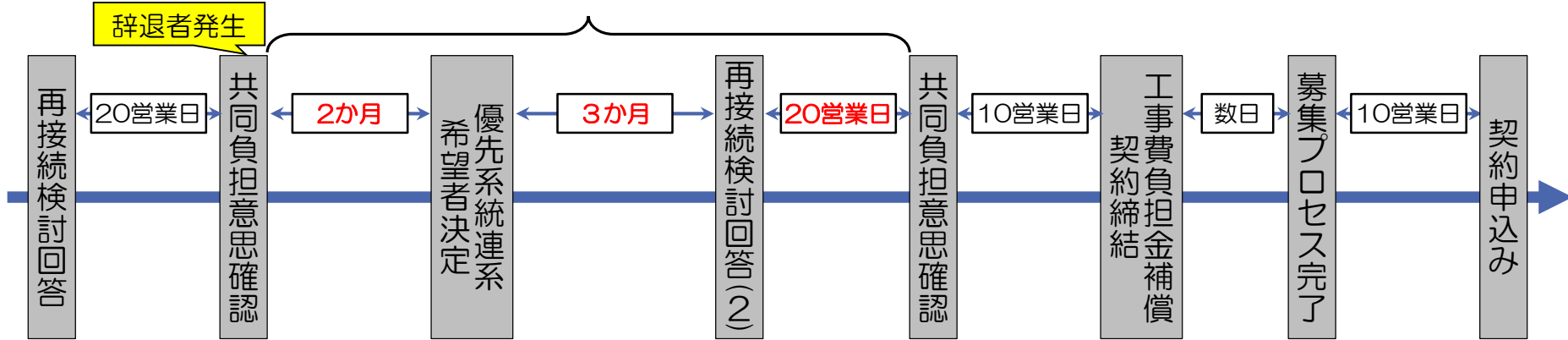
第2集団の全ての優先系統連系希望者が費用負担可能となり、工事費負担金補償契約が締結されれば、**第2集団を完了（全体完了）**とします。

4. 早期完了対策の概要

- 再接続検討回答後に辞退者が発生した場合、早期完了対策導入により、部分的には従来よりも早期のプロセス完了が見込まれます

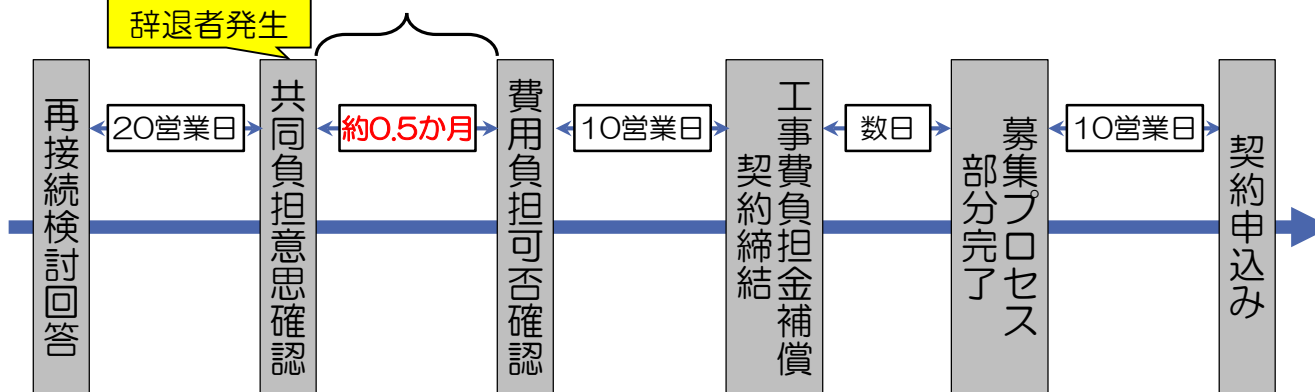
1回の辞退者発生で最大約6か月^{※1}の検討ループ
(工事費負担金補償契約締結時の辞退であればさらに+約0.5か月)

従来の方法



早期完了対策

1回の辞退者発生で約0.5か月^{※2}の検討(費用負担算定)ループ
(工事費負担金補償契約締結時の辞退であればさらに+約0.5か月)



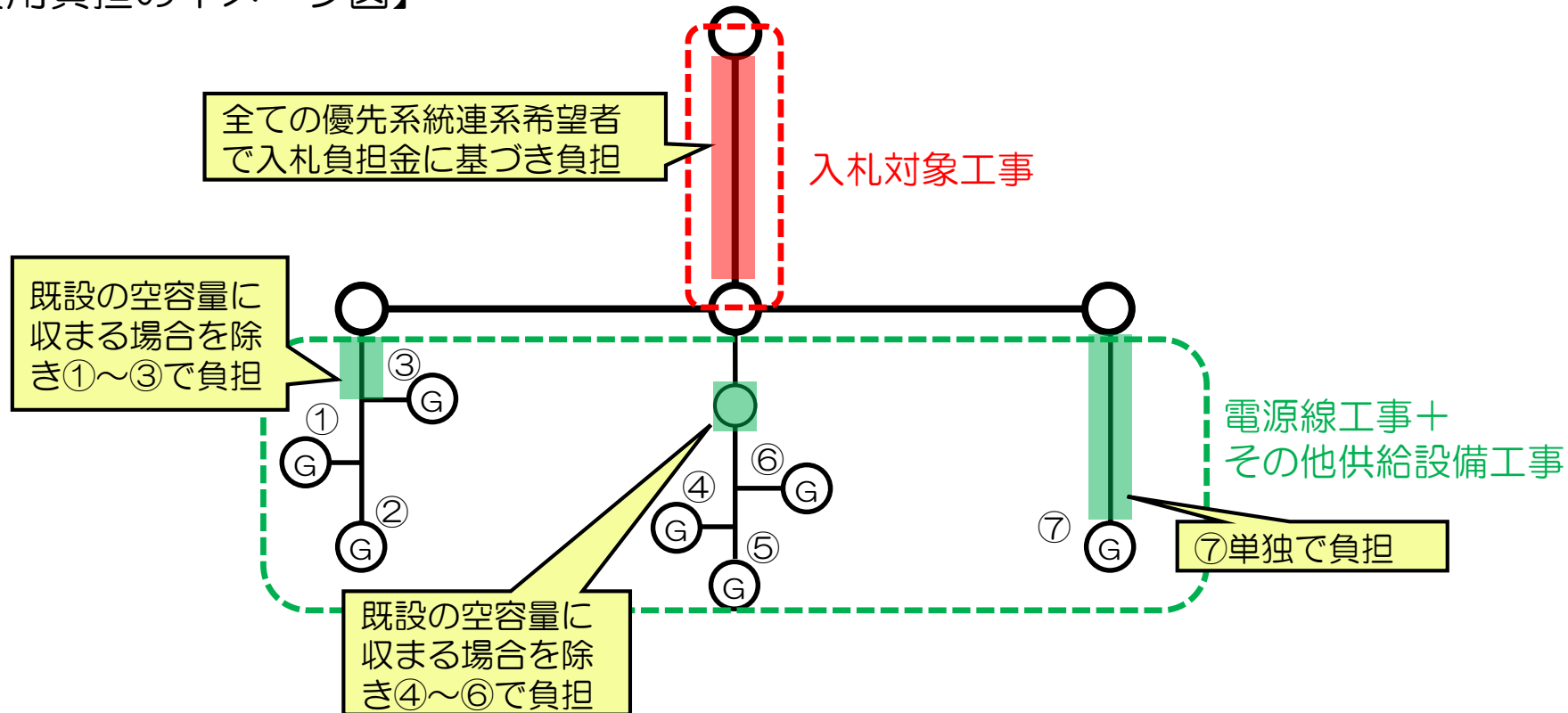
残りの空容量は第2集団へ

※1 検討を繰り返すことにより短縮化を図れる可能性あり
 ※2 再算定の内容によっては、算定に要する期間が変動する可能性あり

5. 費用負担のイメージ

- 入札対象工事は、すべての優先系統連系希望者で入札負担金に基づき負担します。
- 電源線工事とその他供給設備工事については、それぞれのローカル系統で共用する設備を既設の空容量に収まる場合を除き、共同で負担します。

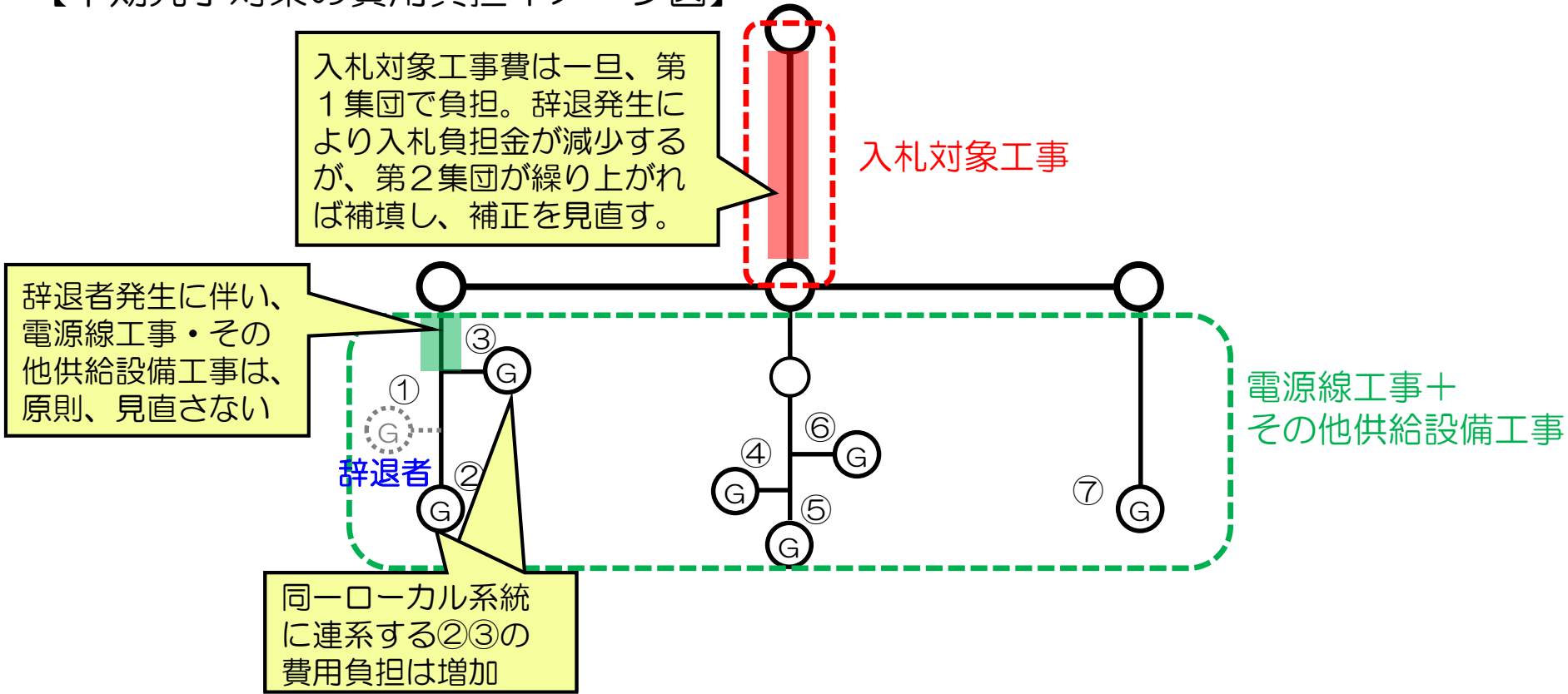
【費用負担のイメージ図】



5. 費用負担のイメージ

- 第1集団では辞退発生時、ローカル系統工事を見直さず（費用負担のみ見直し）に早期部分完了を目指すため、残った優先系統連系希望者の費用負担は増加します。ただし、同一ローカル系統に第2集団での連系があれば、第2集団の工事費負担金額の確定時に改めて費用負担を見直します。
- 辞退発生に伴い、入札負担金は減少します（減額補正幅が減少し、負担は増加しますが、第2集団が連系すれば、入札負担金は増えるため、補正を見直します）。

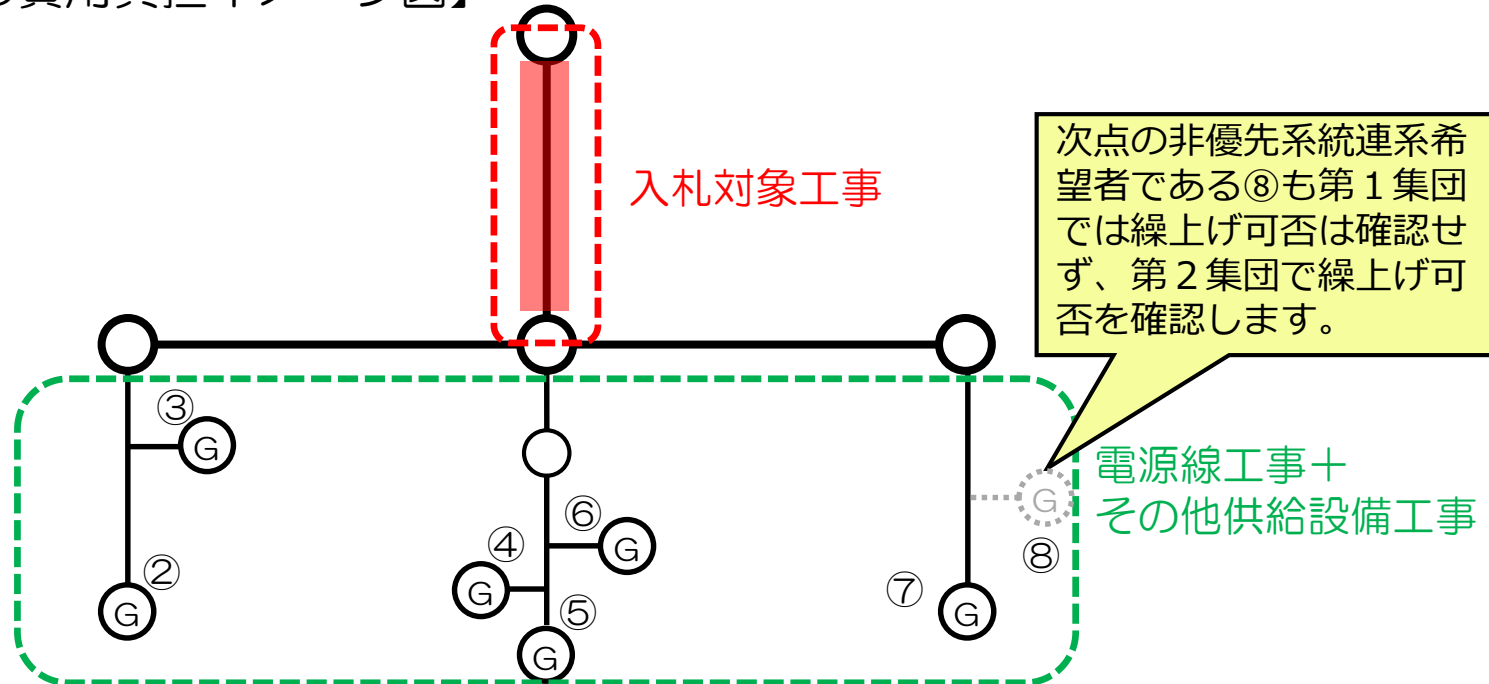
【早期完了対策の費用負担イメージ図】



5. 費用負担のイメージ

- 第1 集団に辞退が発生しても非優先系統連系希望者から繰上げの可否は確認せず、第2 集団で繰上げ可否を確認します。

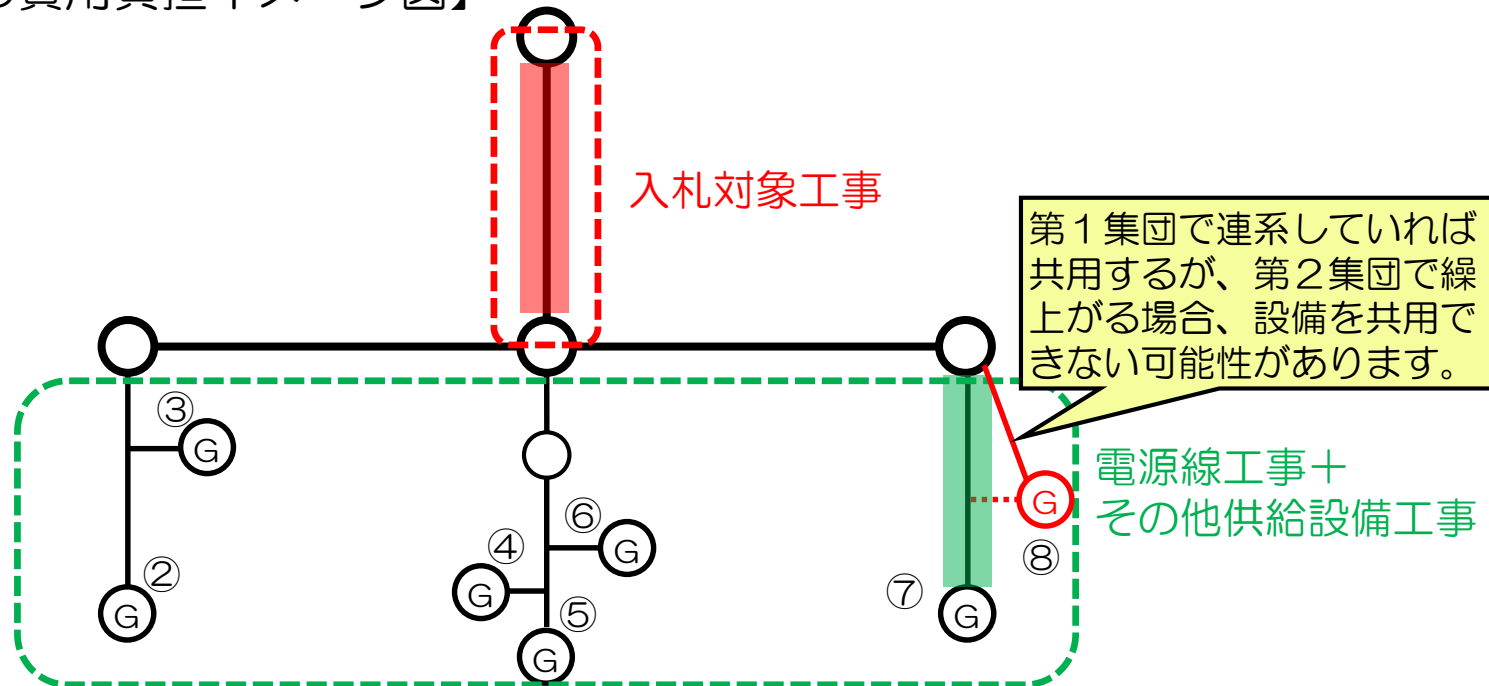
【早期完了対策の費用負担イメージ図】



5. 費用負担のイメージ

- 第2集団で繰上がる非優先系統連系希望者は、第1集団の連系形態を前提に追加で検討するため、第1集団の優先系統連系希望者と設備を共用できない可能性があります。

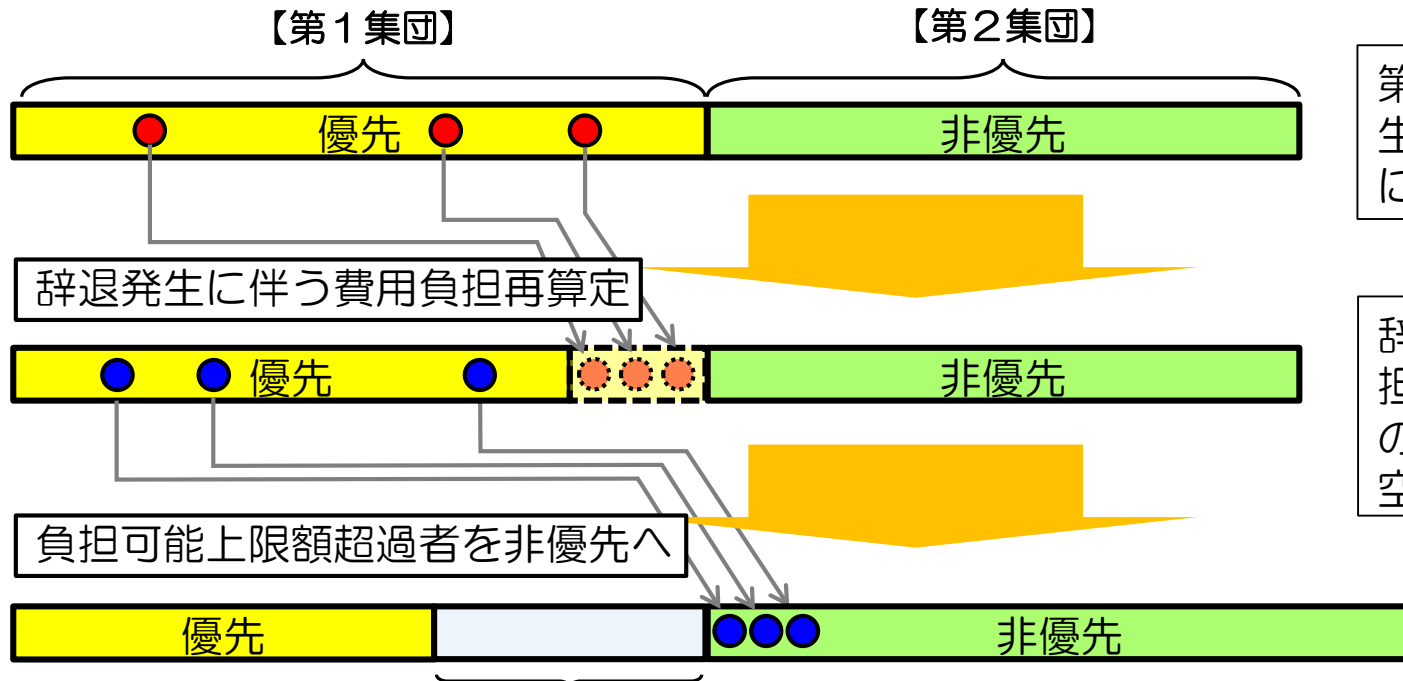
【早期完了対策の費用負担イメージ図】



- 通常の募集プロセスでは、辞退した又は辞退したのものとして取り扱われる優先系統連系希望者が発生した場合、当該優先系統連系希望者を控除し、非優先系統連系希望者を繰り上げた上で再接続検討を実施し、負担可能上限額により工事費負担金（入札額を除く）を負担可能か判断します※。
- 早期完了対策を導入することにより第1集団で辞退又は辞退したのものとして取り扱われる優先系統連系希望者が発生しても、非優先系統連系希望者を繰上げずに工事費負担金の再算定を行う（対策工事の再検討はしない）ことから、残った第1集団の優先系統連系希望者は工事費負担金が高額化する可能性が高まり、その結果、負担可能上限額を超過する場合があります。
- そこで、第1集団の優先系統連系希望者が負担可能上限額を超過した場合、辞退扱いとせず、一旦、非優先系統連系希望者とし、第2集団にて優先系統連系希望者となる機会を付与することとします。これにより、同一ローカル系統で繰り上がる非優先系統連系希望者がいる等の場合、工事費負担金負担可能となる可能性があります。
- ただし、第2集団では、通常の募集プロセスと同様の手続きとし、負担可能上限額を超過すると、辞退扱いとします。

※負担可能上限額を超過するか否かを確認する際、入札対象工事に減額補正が見込まれる場合、当該減額補正予定額も考慮の上、費用負担可能か判断します。

共同負担意思確認による辞退者発生



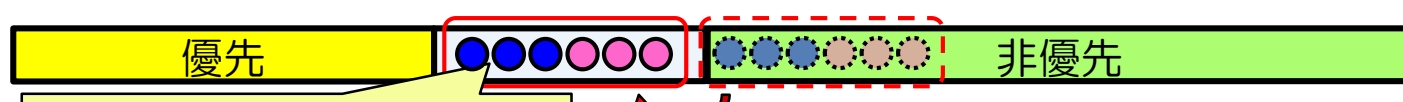
第1 集団で辞退者が発生すれば、繰り上げずに空容量とする

辞退者発生に伴う、負担可能上限額超過者分の容量も繰り上げずに空容量とする

負担可能上限額超過者を非優先（第2 集団）とする

辞退者・上限超過者による空容量

第2 集団にて非優先を繰り上げ



第2 集団で繰り上がった後、負担可能上限額を超過すれば辞退扱い

負担可能上限額超過者を非優先の上位者と合せて、第1 集団で生じた空容量に繰り上げる

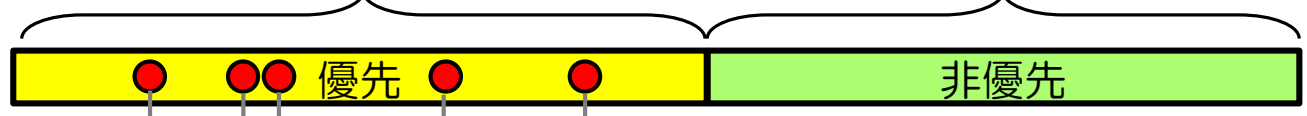
- 辞退者
- 負担可能上限額超過者
- 繰り上がる非優先系統連系希望者

- 第1集団において、辞退又は辞退したのものとして取り扱われる優先系統連系希望者が多数となった場合、非優先系統連系希望者からの繰り上げを行わないため、入札の成立条件を満たさない可能性があります（ケースb）。
- そこで、第1集団において入札の成立条件を満たさない場合、残った第1集団の優先系統連系希望者を第2集団の優先系統連系希望者とします（第2集団で入札の成立条件を満たすことを志向します）。
- 残った第1集団の優先系統連系希望者を第2集団の優先系統連系希望者とした後、非優先系統連系希望者を優先系統連系希望者に繰り上げることができる場合、系統連系順位に基づき、当該系統連系希望者を優先系統連系希望者に繰り上げ、再接続検討を実施します。（第1集団の辞退者を控除し、第2集団において、残った系統連系希望者で通常と同じプロセスを進めることとします）

共同負担意思確認による辞退者発生

【第1集団】

【第2集団】



辞退発生に伴う費用負担再算定

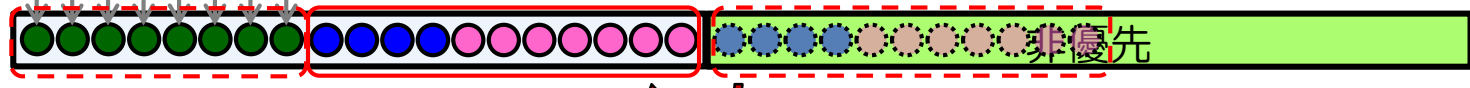


負担可能上限額超過者を非優先へ



残った優先の入札負担金で
入札対象工事費を充足しない

第1集団の残った優先は第2集団の優先へ



第2集団の優先

繰り上げる

多数の辞退者・上限額超過者により残った優先で入札の成立条件を満たさない

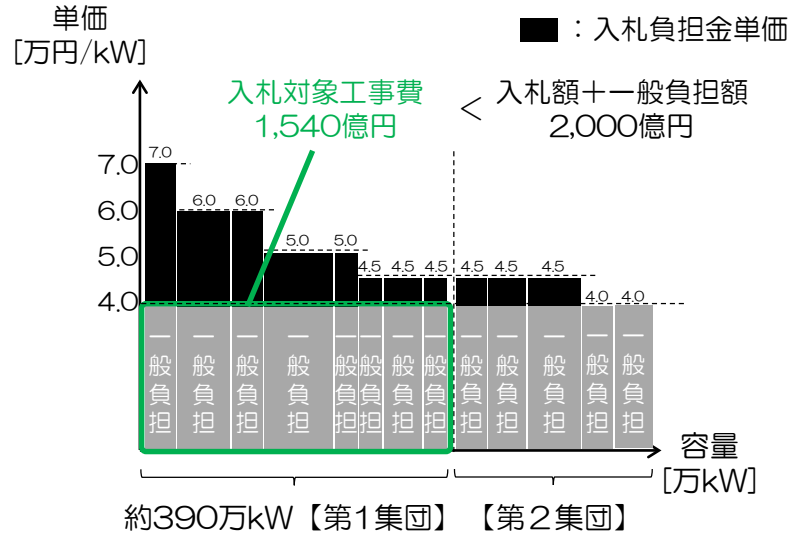
残った第1集団の優先は第2集団の優先とし、残りの空容量を第2集団の非優先から繰り上げる

- 辞退者
- 負担可能上限額超過者
- 繰り上がる非優先系統連系希望者
- 辞退者等により入札の成立条件を満たさず、第1集団から第2集団に移る優先系統連系希望者

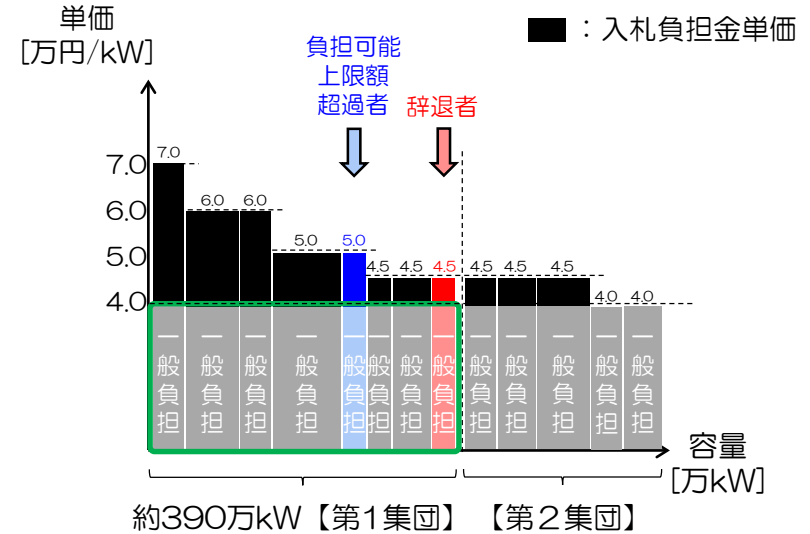
6. 早期完了対策導入に伴う辞退等発生時の取扱い

【ケースa：第1集団で入札条件成立時の例※】

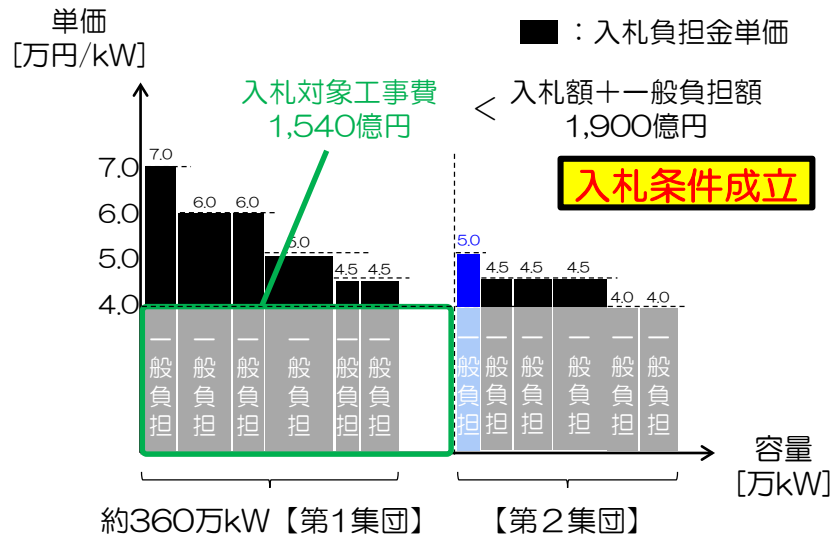
(1) 優先系統連系希望者決定時



(2) 共同負担意思確認による辞退者発生



(3) 全ての優先系統連系希望者が工事費を負担可能



○第1集団において、辞退者や負担可能上限額を超過した優先系統連系希望者により、入札額＋一般負担額の合計が減少していますが、入札対象工事費を超過しているため、入札条件成立となります。

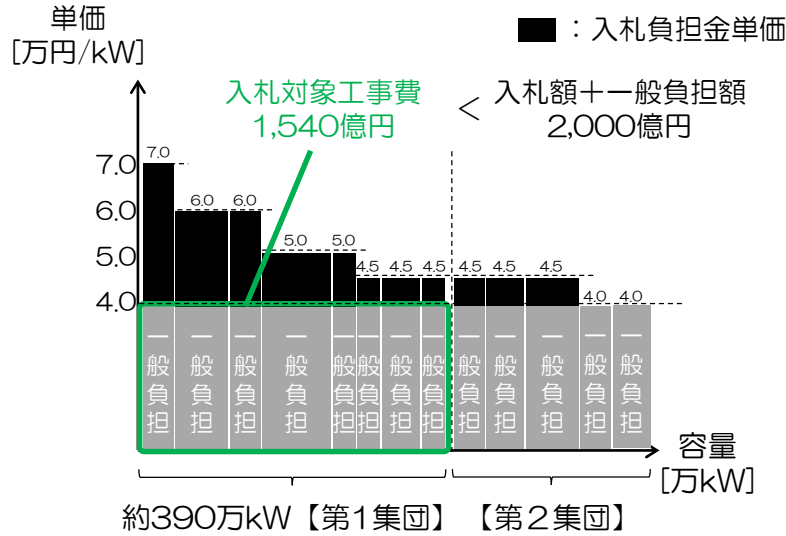
○このとき、第1集団の空容量は第2集団で活用します。

※あくまで例であり、実際の入札状況を表したものではありません

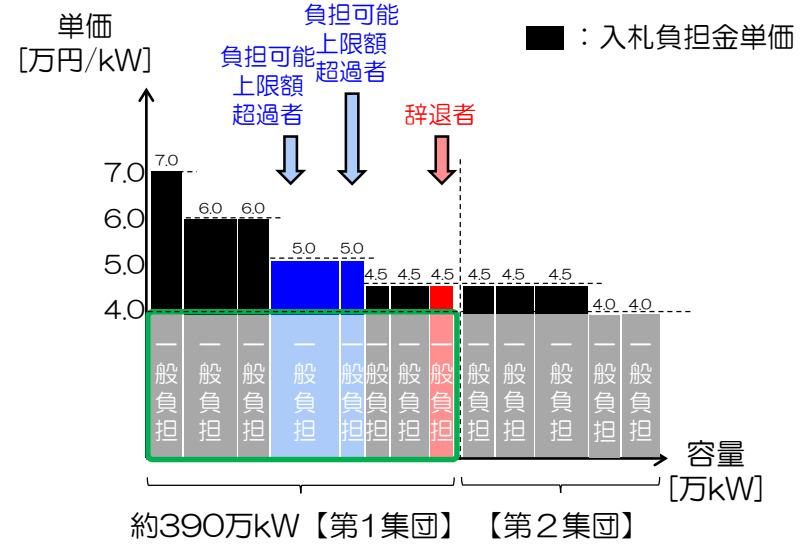
6. 早期完了対策導入に伴う辞退等発生時の取扱い

【ケースb：第1集団で入札条件不成立時の例※】

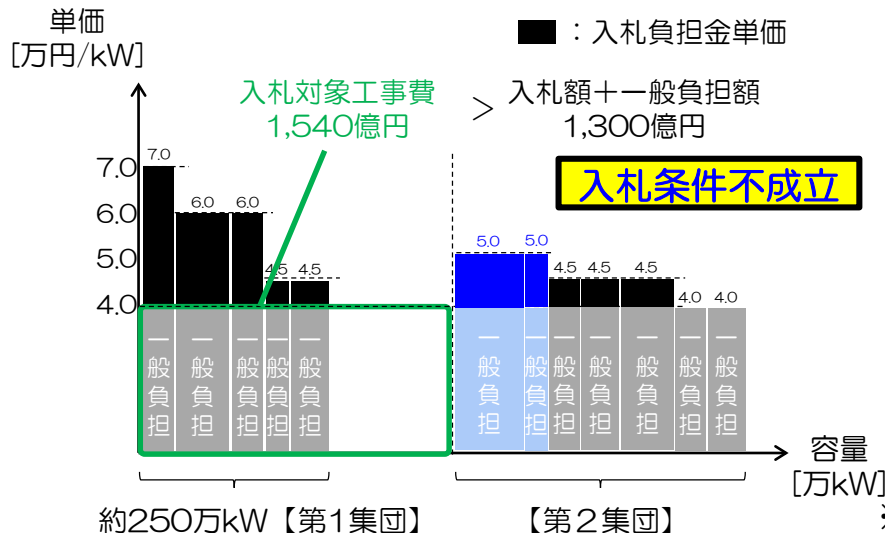
(1) 優先系統連系希望者決定時



(2) 共同負担意思確認による辞退者発生



(3) 全ての優先系統連系希望者が工事費を負担可能



○第1集団において、多数の辞退者や負担可能上限額を超過した優先系統連系希望者が発生すると、入札額+一般負担額の合計が減少し、入札対象工事費を下回り、入札条件不成立となる可能性があります。

○このとき、第1集団の優先系統連系希望者は第2集団の優先系統連系希望者となり、通常のプロセスと同様の進め方とします。

※あくまで例であり、実際の入札状況を表したものではありません

[第2集団の取扱い（ケースb 第1集団で入札の成立条件を満たさない場合）]

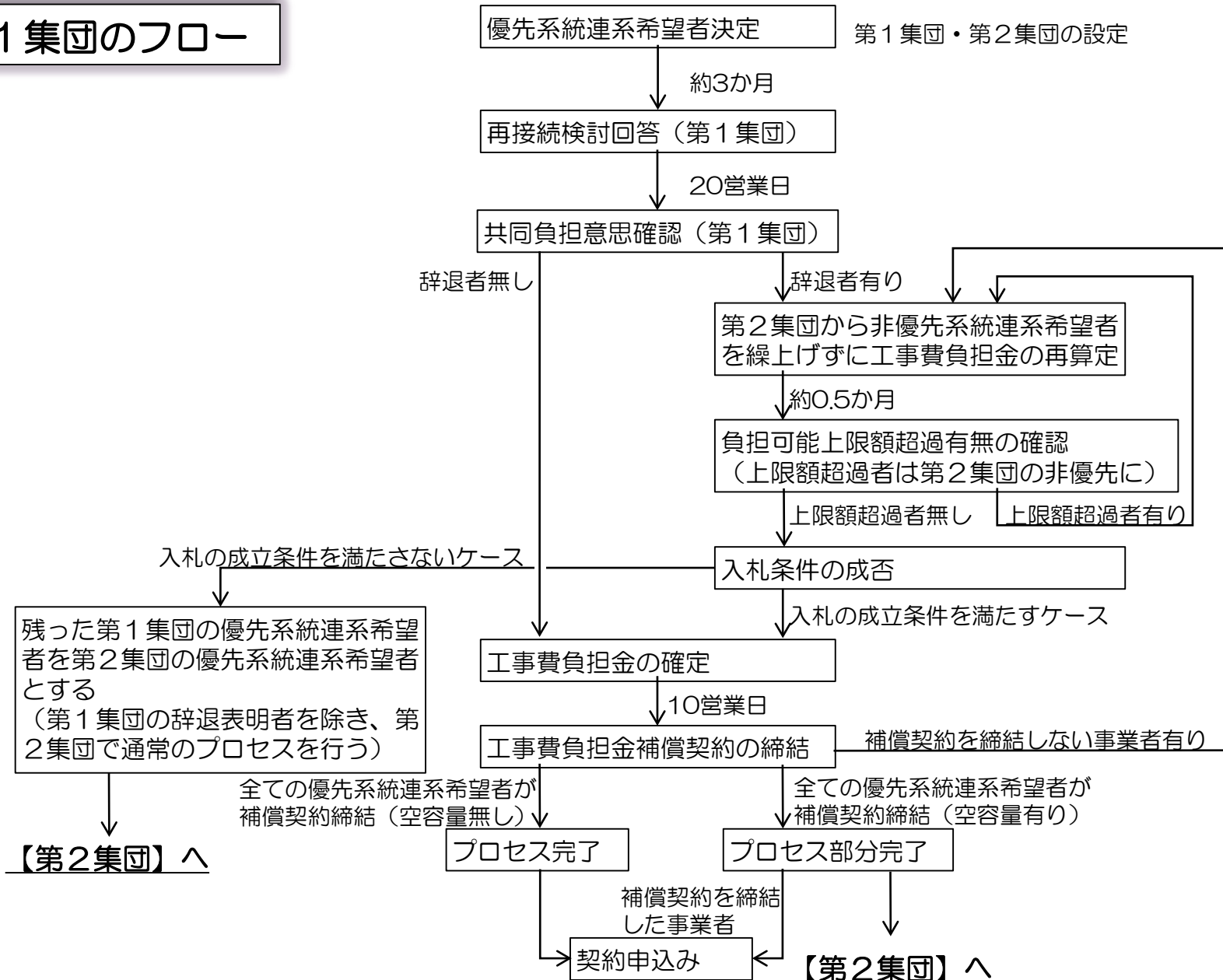
- ⑪-b ⑥で第1集団の残った優先系統連系希望者により入札の成立条件を満たさない場合、当該系統連系希望者は第2集団で優先系統連系希望者とし、第2集団で入札の成立条件を満たすことを志向します（通常のプロセス）。このとき、第2集団の非優先系統連系希望者を優先系統連系希望者に繰り上げることができる場合、当該系統連系希望者を優先系統連系希望者に加えて再接続検討を実施いたします。
- ⑫-b 第2集団の優先系統連系希望者には⑪-bの再接続検討の結果を回答いたしますので、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、当該回答をご確認の上、共同負担意思確認書を提出するとともに、負担可能上限額を申告していただきます。
- ⑬-b 第2集団において、優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、第2集団の優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、共同負担意思確認書を提出するとともに、負担可能上限額を申告していただきます。
- ⑭-b 第2集団の全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であり、入札対象工事について入札の成立条件を満たす場合、工事費負担金の額が確定します。

[第2集団の取扱い（ケースb 第1集団で入札の成立条件を満たさない場合）（続き）]

- ⑮-b 工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に東北電力との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ⑯-b ⑮-bに記載の期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しなかったものとして取り扱います。この場合、⑭-bの工事費負担金の確定は無効とし、⑪-bに戻ります。
- ⑰-b 全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金補償契約を締結できた場合、本プロセスは成立するものとし、本プロセスを完了とします。
- ⑱-b 第2集団の優先系統連系希望者に対しては、本プロセスが完了した旨を通知いたしますので、原則として完了の通知から10営業日以内に契約申込みを行っていただきます。

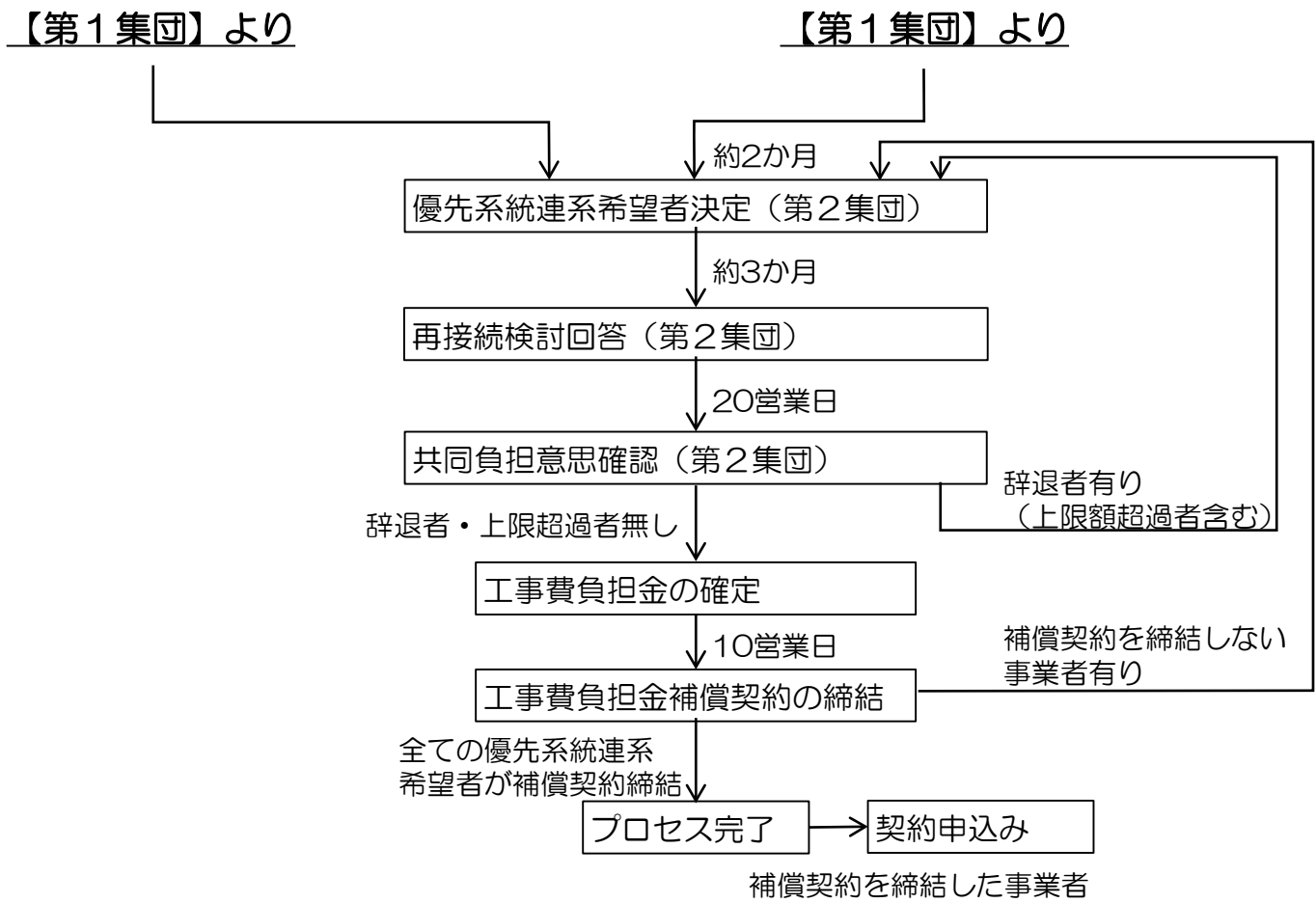
7. 早期完了対策のフロー

第1 集団のフロー



※検討・手続きに要する期間は標準的な期間を記載

第2集団のフロー



※検討・手続きに要する期間は標準的な期間を記載

8. 留意事項

- 第1集団で入札の成立条件を満たし、本プロセス完了後、第2集団で優先系統連系希望者がいる場合、第1集団の工事費負担金補償契約、工事費負担金契約は見直すこととします。
- 第1集団で負担可能上限額を超過した優先系統連系希望者が第2集団で繰り上がりで優先系統連系希望者となった後、再度、負担可能上限額を超過した場合は、辞退したものとして取り扱います。
- 第1集団において、負担可能上限額を超過し、第2集団で繰り上がりにより優先系統連系希望者となった場合、又は、第1集団で入札の成立条件を満たさず、第2集団で優先系統連系希望者となった場合、改めて負担可能上限額を申告いただきます。
- 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、入札対象工事の工事費負担金の補正により、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。なお、第1集団において費用負担可能か判断する際には、第1集団の優先系統連系希望者のみで入札対象工事費を負担することを前提として、減額補正額を考慮します。
- 第1次保証金、第2次保証金については、2017年3月9日付「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス募集要領」（以下「募集要領」といいます。）に基づき取り扱います。
- 募集要領P21「2.9(1)本プロセスが成立する場合」に記載の「本プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等、応募、入札等）は無効となります。」という内容について、第1集団の部分完了時には該当しないものと致します。
- 本プロセスは、完了時の結果公表に加えて、本プロセスが成立した部分完了時に本プロセスの途中結果を公表します。

9. 共同負担意思確認

(1) 共同負担意思の表明

- 優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを東北電力に確認書を提出することをもってご回答ください。
 - ・ 提出書類：共同負担意思確認書※1
 - ・ 提出期限：2019年11月29日※2
- ※1 第1集団では様式4-1 a又は様式4-2 a、第2集団では様式4-1 b又は様式4-2 aとなります。様式4-1 bについては、第2集団の共同負担意思確認のお知らせにてご案内します。
- ※2 本期限は第1集団の期限であり、第2集団の期限については、第2集団の共同負担意思確認のお知らせにてご案内します。また、期限を過ぎた場合は、原則として、辞退したものとして取り扱います。
- 辞退者が発生した場合、第1集団では、当該辞退者を控除した上で工事費負担金の再算定を実施し、第2集団では、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施します。

9. 共同負担意思確認

(2) 負担可能上限額の申告

- 共同負担意思確認において辞退者が発生した場合、第1集団・第2集団いずれの場合においても、工事費負担金が再算定されますが（第2集団では再接続検討）、共同負担意思確認時よりも工事費負担金が増加して更に工事費負担金を負担できない事業者が生じる場合があります、これが繰り返されると本プロセスの完了が大きく遅延します。
- このため、共同負担意思確認時に「共同負担意思あり」と表明する場合には、辞退者が発生した場合の工事費負担金の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金の上限額（負担可能上限額）を予め申告いただき※³、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、第1集団において、負担可能上限額を超過する場合には第2集団の非優先系統連系希望者となることとし、第2集団において、負担可能上限額を超過する場合には原則として※⁴「辞退」と取り扱うことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、本プロセス完了の早期化を図ります。このとき、系統連系順位は変動しません。

※³ 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して、非優先系統連系希望者となること、及び辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。なお、第1集団において、負担可能上限額を超過し、第2集団で繰り上がりにより優先系統連系希望者となった場合、又は、第1集団で入札の成立条件を満たさず、第2集団で優先系統連系希望者となった場合、改めて負担可能上限額を申告いただきます。

※⁴ 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、入札対象工事の工事費負担金の補正により、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

9. 共同負担意思確認

(3) 第2次保証金（共同負担意思保証金）

- 共同負担意思があることを表明していた優先系統連系希望者が、工事費負担金補償契約を締結せずに辞退した場合、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金の再算定による電源接続案件募集プロセスの遅延が生じて、他の優先系統連系希望者が不利益を被ります。
- このため、共同負担意思確認時に「共同負担意思あり」と表明する際に、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金（第1次保証金と同額※⁵）を申し受けます。
- 優先系統連系希望者が共同負担意思の前提とした工事費負担金（負担可能上限額）及び工期の範囲内であるにもかかわらず本プロセスを辞退した場合、第1次保証金及び第2次保証金を没収し、入札対象工事費に充当します（ただし、本プロセスが不成立となった場合は入札申込書に記載の口座に返金します）。
- 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工事費負担金が優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額を超過したことにより辞退として取り扱われる場合及び工期が共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由とする辞退の場合は、第2次保証金を返金します（第1次保証金は没収します）。
- 本プロセスが成立して優先系統連系希望者となった場合は、第1次保証金と同じく第2次保証金も、当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当します。

※5 第1次保証金入金時と税率が異なりますが、税込額として第1次保証金と同額をご入金ください。

(4) 工事費負担金の確定

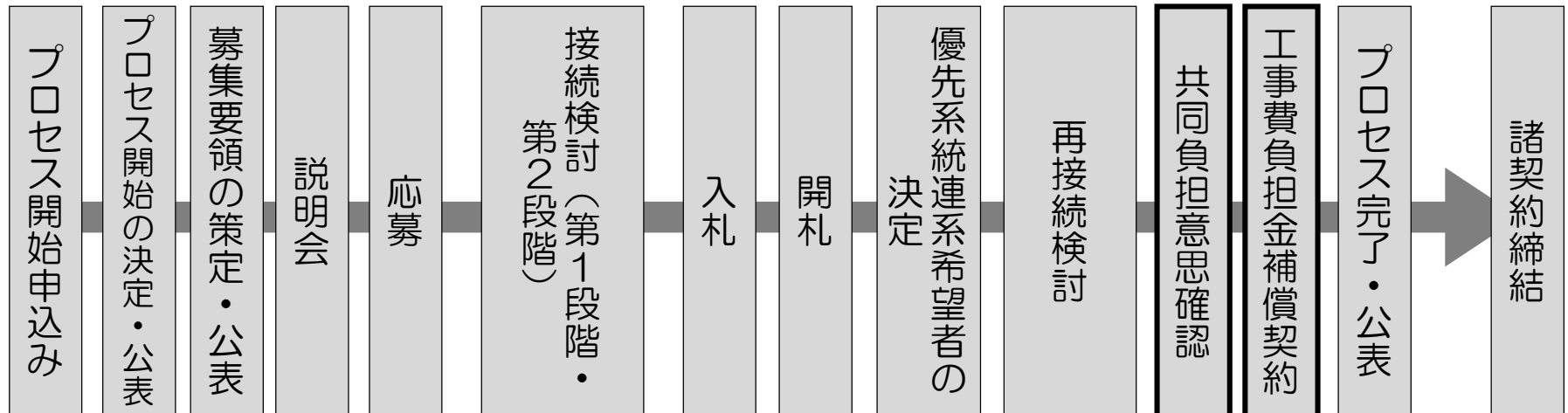
- 第1 集団で入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、第1 集団の全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、第1 集団の工事費負担金の額が確定※⁶します。また、第2 集団の全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、第2 集団の工事費負担金の額が確定※⁶します。
- 第1 集団において入札対象工事について入札の成立条件を満たさず、第2 集団で入札の成立条件を満たしている場合で、第2 集団の全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、工事費負担金の額が確定※⁶します。

※⁶ 本プロセス完了後に調査測量等により必要工事費が増減することがあります。

- 電源接続案件募集プロセスの完了以降に辞退者が発生した場合、工事費負担金の再算定を行って、同プロセス辞退者の負担分を他の優先系統連系希望者が負担する仕組みとすると、辞退者が更に辞退者を発生させ、工事費負担金再算定を繰り返すことにつながり、結果的にプロセスが遅延することとなります。
- このため、電源接続案件募集プロセスの完了に際し、優先系統連系希望者が同プロセス完了以降に辞退した場合に、当該優先系統連系希望者が他の優先系統連系希望者と共用する予定であった増強工事の費用について、辞退した場合においても負担する契約（工事費負担金補償契約）を締結していただきます。
- 工事費負担金が確定した場合、優先系統連系希望者は、原則として、工事費負担金の確定日から10営業日以内※に、東北電力と工事費負担金補償契約を締結してください。
 - ※ 期限を過ぎた場合は、原則として、辞退したのものとして取り扱います。
- 工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額とします。
 - a 入札対象工事の工事費負担金
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分

	見直し後スケジュール(予定)
・再接続検討結果の回答	2019年10月31日
・再接続検討の結果を踏まえた共同負担意思の確認	2019年11月29日(必着)
・第2次保証金の振込期限	2019年11月29日
・工事費負担金補償契約の締結	2019年12月中旬頃*
・本プロセスの完了 ・本プロセスの結果公表	2019年12月下旬頃*

※現段階の予定であり、辞退者の発生等により前後する可能性があります



現段階 共同負担意思確認締切

その他

○その他参考となるHPについて紹介いたします。

〔広域機関HP〕

- 電源接続案件募集プロセスについて
<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>
- 電源接続案件募集プロセス 実施中案件の更新情報
https://www.occto.or.jp/access/process/boshu_process_oshirase.html
- 広域機関ルール（業務規程・送配電等業務指針）
<https://www.occto.or.jp/article/index.html>
- 一般送配電事業者の送配電系統利用に関するルール(約款・系統利用ルール)リンク集
<https://www.occto.or.jp/access/link/souhaidenrule.html>

〔経済産業省資源エネルギー庁HP〕

- なっとく！再生可能エネルギー
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/
- なるほど！グリッド
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/grid/
- 発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/h27hiyoufutangl.pdf
- 電気事業制度の関係法令・ガイドライン等
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/
- 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/index.html

○問合せ先をご案内いたします。

【広域機関お問合せフォーム】

電源接続案件募集プロセス用お問い合わせ

https://www.occto.or.jp/contact/ancken_boshu-form.html

【東北電力お問合せ先】

- 東北電力株式会社 送配電カンパニー ネットワークサービス部（電力受給G）
- メールアドレス： bosyu-p1.zp@tohoku-epco.co.jp

〔東北電力 募集プロセスのHP〕

電源接続案件募集プロセスの実施状況

<http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/03.htm>